

玉浦西地区まちづくり検討委員会報告書概要版

【画地の配置及び公共・公益施設整備方針編】

平成25年2月

玉浦西地区まちづくり検討委員会

○検討委員等

役職	氏名	区分
委員長	阿留多伎真人	学識経験者
副委員長	福屋粧子	
委員	中川勝義 桜井よしみ 桜井理恵	集団移転対象地区の市民
	佐藤勲 佐藤清子 佐藤武志	
	齋健二 小林昌代 菊地康志	
	菊地幸一 斎藤洋子 菊地善信	
	菅原栄 浅野公子 森功	
	菅原一夫 菅原真奈美 佐藤克己	
	伊藤喜美雄 加藤敬三 熊谷慶一	
アドバイザー	石川幹子	東京大学大学院 教授、岩沼市震災復興会議議長
	小野田泰明	東北大学大学院 建築・社会環境工学科長
	三部佳英	(財)宮城県建築住宅センター 理事長

※平成25年1月末現在

玉浦西地区 ランドスケープ基本計画図



1 画地の配置の検討

1-1 検討方法

画地の検討方法については、二野倉・藤曾根をひとつの地区として扱い、決定方法も含め5地区別に進めることとした。

各会合では、玉浦西地区において土地を購入又は借地する方々に出席いただき、画地の決定方法及び画地の決定を行った。

なお、各地区の会合の開催状況は、以下のとおりである。

地区	開催日
新浜	平成24年10月28日(日)
長谷釜	平成24年10月28日(日)
藤曾根 二野倉	平成24年10月28日(日) 平成24年11月4日(日)
相野釜	平成24年10月28日(日) 平成24年11月3日(土)
蒲崎	平成24年11月3日(土)

また、画地の検討を行うにあたっては、各地区からの意見を踏まえ、土地利用計画図に関して、以下の変更を行っている。

<相野釜地区>

- ・街区構成の変更
- ・災害公営住宅の位置の変更

<長谷釜地区>

- ・北側街区の街区幅の変更
- ・災害公営住宅の位置の変更

<藤曾根・二野倉地区>

- ・北側街区の街区幅の変更
- ・災害公営住宅の位置の変更

1-2 画地の配置(案)

各地区との協議を踏まえて、画地を以下のように決定した。



玉浦西地区土地利用計画図(宅地割案:平成24年12月12日現在)

2 公共・公益施設整備方針の検討

2-1 計画の考え方

公共・公益施設の整備方針を検討するにあたっては、玉浦西地区まちづくり検討委員会報告書(まち

づくり方針及び土地利用計画編)の基本理念である、従来からの地区のコミュニティを最大限に尊重しつつ、新たなまちを形づくる“つながり”を重視したまちづくりとともに、以下の7つのまちづくり方針を基本に進めることとした。

- ① 自然災害に強い安全なまち
- ② 自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
- ③ 空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
- ④ 地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
- ⑤ 緑豊かで水辺のある景観のよいまち
- ⑥ スーパーと個人商店が複合した楽しく買物ができるまち
- ⑦ 地域のみまもりにより、高齢者福祉と子育てが充実したまち

また、各項目に共通する整備コンセプトとして、以下の基本的な考え方に留意して行った。

整備の基本的な考え方(共通事項)

- ・貞山堀をイメージした緑道が公園及び公園兼調整池内を横断するので、貞山堀の線形の確保を行う。
- ・集会所の敷地と公園の敷地は、一体感が保てるように整備する。
- ・公園の植栽は管理しやすい樹種を選定し、できるだけ四季を感じられるものとする。
- ・公園のメインとなる樹種の選定には地区の意見を取り入れる。
- ・6地区のシンボルは、緑道を中心として公園及び災害公営住宅の用地に配置する。
- ・ごみ集積所は、概ね30戸に1か所を基本に、公園、緑道及び災害公営住宅の用地に配置する。

2-2 公園・緑道の整備方針

2-2-1 公園・緑道の考え方

- ① 千年に一度の大災害の復興第1号となることに鑑み、力強い復興を世界に発信できる計画とする。
- ② 安全で、安心な公園・緑道とする。
- ③ 郷土の文化的景観である居久根の再生を行う。
- ④ 日本の美しさを日々の暮らしの中で、実感できる、心豊かなまちを創り出す。
- ⑤ 健康先進都市・岩沼を象徴する健康づくりに配慮した公園とする。
- ⑥ 生物多様性に配慮した設計とし、生き物との共生を図る。

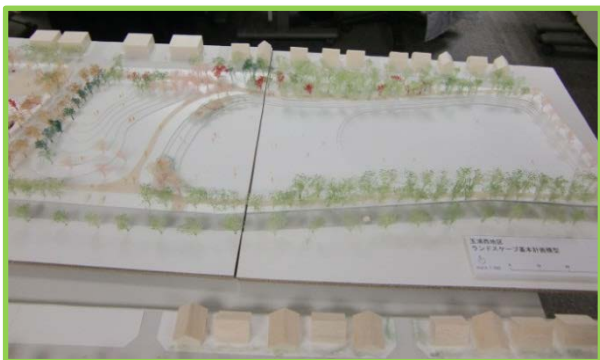
2-2-2 公園・緑の基本計画の考え方

(1) 公園兼調整池

復興まちづくりの象徴となる空間であり、玉浦西地区への来訪者(被災地視察等)を迎えるゲート(門)である。被災前の玉浦地区(6地区)をつなぐ掛掛けとして、花見や芋煮会などのイベントや多目的利

用が可能な平場、眺望に配慮したステージ機能を有する丘を備えた公園とする。

<イメージ模型>



整備の基本的な考え方

- ・公園兼調整池の防災調整池については、放流先の位置を踏まえ、地区の東側に配置する。
- ・調整池エリアの断面としては多段式とし、降雨時に常時水が貯まるエリア、大雨時に水が貯まるエリア、水が入らないエリアの3区分を想定する。
- ・水が入らないエリアについては、復興や地域イベント等が行える広場を確保する。
- ・大雨時に水が貯まるエリアについては、多目的な利用が可能となるような空間を確保する。
- ・生活利便施設エリアと一体となって広がりのある空間を確保できるように、生活利便施設に隣接して配置する。
- ・地区の西側に新たなシンボルとなる丘（3m程度。イベント開催時のステージ機能を有する）を設置する。
- ・安全性を確保するために、大雨時に閉鎖する必要があることから、柵（高さ1.2m程度）と緑地帯（幅1.0m程度）を組み合わせたもので外周を囲むとともに、出入口についても大雨時に閉鎖可能な門を設置する。

(2) (仮称) 東公園・集会所

公園兼調整池との連続性、一体感を持ち、子供たちが自然を感じながら安全に遊べる、地区の住民が主体的に管理、見守りしやすい公園及び集会所とする。

<イメージ模型>



整備の基本的な考え方

- ・高齢者と子供の交流も視野に入れた平屋建ての集会所を設置する。
- ・安全に遊べる遊具を設置する。
- ・公園兼調整池との連続性、一体感が感じられる作りとする。

(3) (仮称) 中公園・集会所

玉浦西地区の中央に位置し、地区の防災力を高める防災機能を兼ね備え、地区全体の交流の中心となる公園および集会所とする。

<イメージ模型>



整備の基本的な考え方

- ・玉浦西地区全体で交流することができるスペースや防災倉庫を兼ね備えた2階建ての集会所（太陽光パネルの設置を検討）を設置する。
- ・雨水や井戸等による防災用水機能をもつ親水空間を整備する。
- ・トイレは災害時にも使用できる防災型のトイレとする。
- ・避難訓練や災害発生時に利用しやすいように遊具の設置は最低限にとどめ、植栽についても配慮する。

(4) (仮称) 西公園・集会所

幹線道路を跨いだ西側の地区とのつなぎとなり、誰もが、ふるさとの自然や文化を感じる憩いの場としての公園及び集会所とする。

<イメージ模型>



整備の基本的な考え方

- ・ふるさとをイメージできる平屋建ての集会所を設置する。
- ・健康づくりができる健康遊具を設置する。

(5) 緑道

玉浦西地区と三軒茶屋地区を結ぶ安全・安心な歩行者動線であり、ふるさと玉浦を感じられる緑道とする。

<イメージ模型>



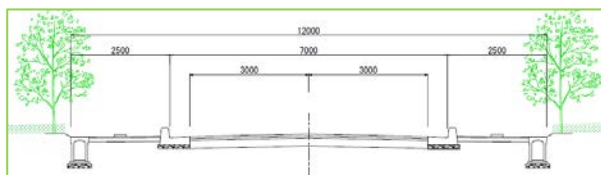
整備の基本的な考え方

- ・地区内のメインとなる歩行者動線として、各地区の街区公園及び公園兼調整池をネットワークし、東西方向につなぐ緑道を配置する。
- ・歩行者動線は、玉浦小学校や中学校の通学路として利用できるよう、公園兼調整池を通じて隣接する恵み野地区とアクセス可能なように配置する。
- ・区画道路による分断を可能な限り減らすとともに、緑化等により安全で、かつ歩いていて楽しい歩行者空間を確保する。

2-3 街区内幹線道路の整備方針

電線の裏配線により景観に配慮するとともに、歩車分離による安全・安心な交通処理ができる道路とする。

<イメージ図(幅員12m区間断面)>



整備の基本的な考え方

- ・県道岩沼海浜緑地線との取り付け部を起終点として、基本的な自動車動線が地区内に混入しないよう、及び地区内の宅地配置が柔軟に行えるよう地区境界までを使ったループ状に配置する。
- ・メインとなる自動車交通の処理だけでなく、地区内景観を形成する基本動線であることから、良好な道路景観を確保することに配慮する。特に、北側区間においては、法面と一体となった「居久根空間」として構成できる断面を確保するとともに、電線の裏配線による無電柱化を検討する。

2-4 公益施設の整備方針

スーパーと個人商店が複合し楽しく買物ができるとともに、高齢者や子育て世代に必要な機能を備えた玉浦地区の復興に貢献できる施設とする。

整備の基本的な考え方

- ・被災した個人商店が入店できるとともに、地元雇用や地産地消を実践できるスーパーの誘致を図る。
- ・高齢者や子育て世代に必要なクリニックや保育所などの誘致を図る。
- ・集客施設等の検討により集客機能の向上を図ることのできる事業者の誘致を図る。
- ・民間活力による玉浦地区の復興に寄与することのできる事業者の誘致を図る。

2-5 災害公営住宅の整備方針

災害に強く、入居者のライフスタイルや景観、環境等に配慮した、いつまでも安心して暮らせる住宅とする。

また、将来的には、高齢者や子育て支援施設への一部転換も可能な住宅とする。

整備の基本的な考え方

- ・整備については、市と県で「災害公営住宅整備に係る業務協定」を締結したことにより、県が行う。
- ・整備方針等については、これまでの検討委員会の意見や宮城県災害公営住宅整備指針(平成24年7月)を踏まえ、県と市が共同でのたたき台を作成し、それを基に検討委員会の検討を踏まえ成案とする。なお、まちづくり方針を踏まえ、災害公営住宅の敷地内における電線地中化について、市と県で協議を行う。

3 検討経過

年	回	月日	検討内容
24	11	10/17	画地の配置方針(案)の検討 ※個人住宅及び災害公営住宅の配置方針(手法)について 地区ごとに画地割りを検討
	12	12/12	画地の配置方針(案)の検討 地区ごとの画地割りの検討結果の報告 ※個人住宅及び災害公営住宅の配置について 公共・公益施設整備コンセプト(案)の検討 ※公共・公益施設の整備コンセプトについて
25	13	1/9	公共・公益施設整備方針(案)の検討 ※公共・公益施設の整備方針(案)について
	14	1/23	※公園等の計画図について
	15	2/6	画地の配置及び公共・公益施設整備方針(案)を市長へ報告